

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及率について

- ① 当健保組合は、医療費適正化の観点から厚労省に先駆けて、平成 21 年度から委託契約によるジェネリック医薬品の使用促進事業を開始しました。
- ② 当初は金額で 7.11%、数量で 18.24%という普及率であったが、平成 27 年 5 月診療分で、旧の指標では金額 11.24%・数量 30.68%、新指標に当てはめると金額 33.40%・数量 58.48%となり、厚労省指標を上回る数量シェアで推移しています。
- ③ 厚労省では平成 24 年 4 月に平成 30 年度に数量シェア 60%とする指標を設定。その後、平成 27 年 6 月には、平成 29 年度中に 70%以上、平成 32 年度末までの間の早い時期に 80%以上とする新たな数量シェア目標を定めた。(ただし、新指標については、先発医薬品のみ場合は分母の対象から外したため、結果として高い指標となった。)
- ④ 当健保組合では、現在、先発医薬品使用者に対するジェネリック医薬品への変更勧奨と加入員全員に対し機関誌等により使用促進周知と「ジェネリック医薬品希望カード」の配付により指標達成に向け取り組んでいます。

「ジェネリック医薬品」を利用してお薬代を 軽減しましょう

年間1兆円規模で増え続ける医療費を抑えるため、国が「平成30年3月までにジェネリック医薬品の普及率60%をめざす」としています。

健康保険組合も、社会の高齢化・医療の高度化などで医療費の負担増に苦しんでいます。

ジェネリック医薬品を今まで以上に普及させて、少しでも医療費を抑えることが喫緊の課題となっています。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れたあとに同じ有効成分で製造された薬で、効き目や品質が新薬と同等な医薬品です。

値段が安い理由

新薬は、研究開発に莫大な費用と期間を要しますが、ジェネリック医薬品は、特許が切れると同じ有効成分の薬を他のメーカーが製造・販売できることとなります。開発コストを大幅に抑える分、「価格が安い」というのが特徴です。

品質は新薬と同じ

ジェネリック医薬品は、薬事法による品質基準をクリアして製造されています。またね新薬も、ジェネリック医薬品も国の基準に適合した製造所でのみ製造されていますので、安心して服用することができます。

自己負担額の軽減

ジェネリック医薬品に切り替えることで、新薬と同等の薬を使いながら、みなさんの自己負担額が軽減されるとともに大阪電設健保全体の医療費削減にもつながります。

活用方法

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、医師や薬剤師にご相談ください。

診察の際

医師に「ジェネリック医薬品を希望」と伝えてください。

いいにくい場合は「ジェネリック医薬品お願いカード」を保険証と一緒に受付窓口へお出しください。

保険薬局で処方箋を出す際

「ジェネリック医薬品を希望」と伝えてください。

いいにくい場合は「ジェネリック医薬品お願いカード」お出しください。

裏面

医師・薬剤師のみなさまへ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を
希望します。

○ ジェネリック医薬品がある場合には、
処方・調剤をお願いします。

氏名

き
り
と
り
線

表面

ジェネリック医薬品
お願いカード

私はジェネリック医薬品を希望します

こちらの「ジェネリック医薬品お願いカード」をご利用ください。

切り取って、裏面にお名前をご記入のうえ、病院や薬局に保険証や診察券などといっしょに提示してください。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)普及率

旧指標(全薬剤)に基づく推移 大阪府電設工業健康保険組合 28.6

	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3	2015/3	2015/12	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1年移動平均(金額)	8.19%	8.75%	9.06%	9.53%	10.25%	11.06%	11.84%	11.72				
1年移動平均(数量)	21.72%	23.94%	24.94%	26.50%	27.24%	30.30%	31.58%	32.63				

新指標(厚労省指定薬剤)に基づく推移

1年移動平均(金額)								33.00%	34.66%	36.44		
1年移動平均(数量)								57.67%	60.53%	62.45		

厚労省指標(数量)	18.9%	22.4%	23.4%	28.7%	31.1%	56.4%			70%以上		80%以上
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--	-------	--	-------

- ① 厚労省は、平成24年4月に平成30年3月末までに数量シェア60%とする目標を設定。
- ② 厚労省は、更に平成27年6月に平成29年中央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする、新たな数量シェア目標を定めた。

注) 新指標は、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の数量シェア。

注) 旧指標は、全医療医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェアであった。